

# 後期高齢者医療制度

## 老人保健制度から後期高齢者医療制度へ

75歳以上の方を対象とする 心身の特性や生活を踏まえた独立した医療制度

平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度へ変わるため、75歳以上の高齢者等の方は、この後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

### 運営主体は「後期高齢者医療広域連合」

後期高齢者の方への保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施されるようになります。

### 被保険者となる方は？

75歳以上の方

65歳以上75歳未満で、一定程度の障害のある方

### 医療機関で医療を受ける時は？

広域連合が発行する保険証を提示

負担割合は1割。(現役並み所得のある方は3割)

### 保険料は？

被保険者単位で算定され、原則、年金から天引きされます。

### 外来主治医制度(仮称)とは？

今年4月から始まる後期高齢者医療制度の目玉の一つで、複数の病気にかかっていることも多い75歳以上の患者を1人の医師が総合的に診察する制度です。

# 外来主治医制度（仮称）のポイント

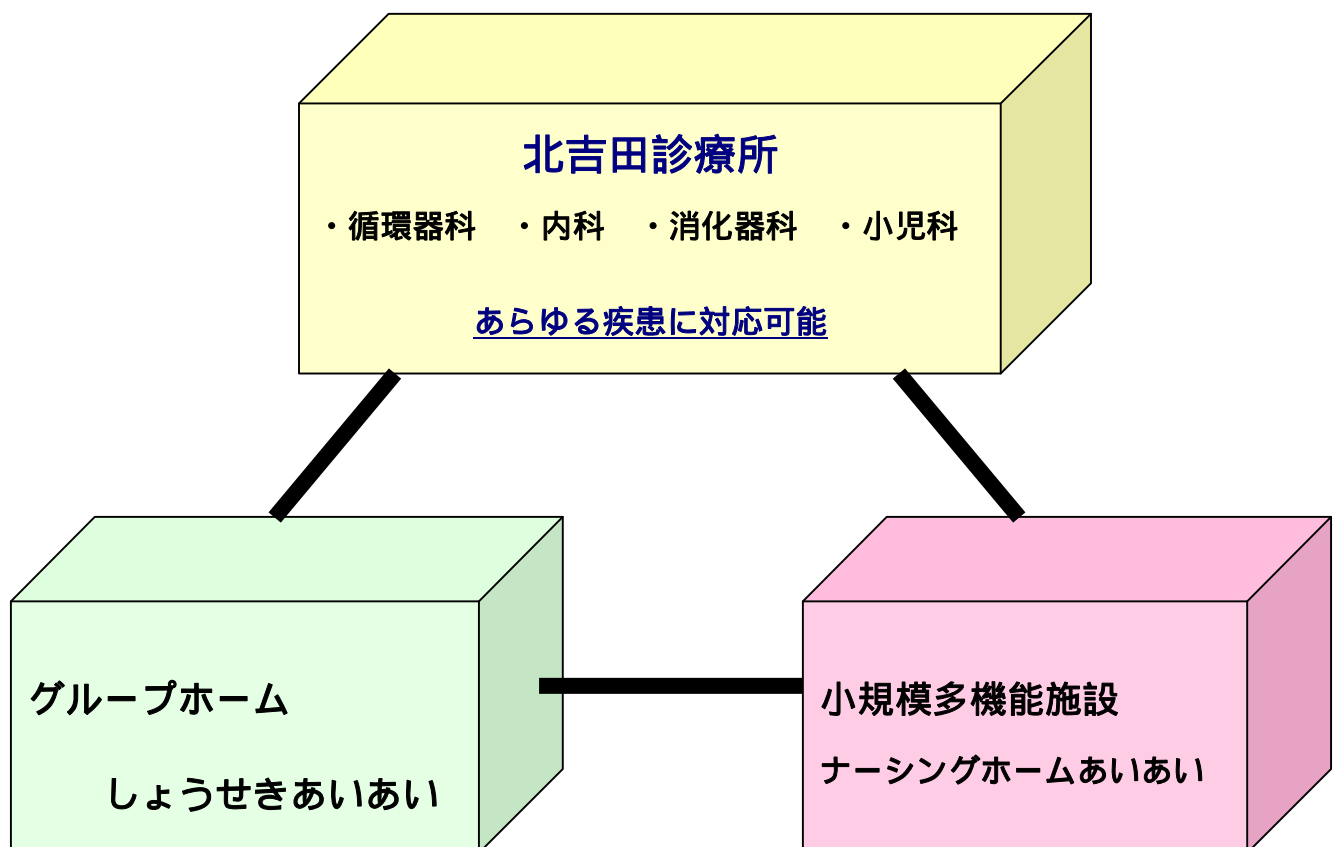
## 原則、患者 1 人に 1 人の主治医

高齢者が複数の医療機関にかからないようにすることで、医療費を抑制。

一人の医師が患者の心身状態を総合的に診察。

## 専門的な研修を受けた医師が主治医に

お年寄りの日常生活能力を判定する機能評価の演習他、高齢者の薬物療法、認知症の診察、家族や介護者への指導方法などを取得し、高齢者を総合的に診察したり、家族等への指導を含めた介護支援をしたりすることができる医師が主治医になります。



北吉田診療所では、新制度に対応できる体制がすでに整っております。